



JAL不当解雇撤回ニュース

No510号 2016.10.10
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekakai.com>

違法行為を伴った整理解雇であったことが確定 争議解決に向け 即刻交渉を開始せよ!

2016年9月23日 最高裁は、管財人の行った発言は不当労働行為であると断罪しました。この事件は、2010年11月に乗員組合とキャビンクルーユニオン（CCU）が、解雇回避にむけて、労使が対等の立場で真摯な交渉を行うために、ストライキ権を確立するための投票を行っていたことに対し、企業再生支援機構の管財人らが「スト権を確立したら、3,500億円の出資はしない」とウソをつき恫喝したものです。

改めて問われる解雇の正当性

管財人の行った不当労働行為は、整理解雇の過程で行われたもので、整理解雇4要件の1つである「解雇手続きの妥当性」が改めて問われるものです。

また、不当解雇撤回裁判の高裁判決では、「管財人は公平であり、判断を誤るはずがない」とする論旨があちこちにみられ、管財人なら何をして許されるとする判決内容が崩れたとも言えます。

建に深く関わってきました。

また、ILO 勧告を踏まえ、塩崎厚生労働大臣は当事者間の話し合いの必要性を強調する国会答弁をしています。

今回の最高裁決定を踏まえ、政府は日本航空に対し、即刻解決交渉に踏み出すよう指導することが求められています。

整理解雇は回避できた可能性も

さらに、不当労働行為の高裁判決文には、「会社が争議行為を阻止したいのであれば、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない……」と書かれています。

当時、日航乗組も CCU も整理解雇を回避すべく、会社に対してワークシェアや一時帰休等の申し入れを行っていました。

もし、管財人が争議行為を回避するため、労働組合と誠実に交渉をしていたら、整理解雇は回避されていた可能性はあったのです。

国にも責任の一端が 日本航空を指導すべき

管財人は、裁判所が選任しました。公正・公平であるはずの管財人が違法行為を犯したのですから、国の責任も重大です。

さらに、政府は公的資金も投入し、日本航空の再

3労組統一要求で早期解決を

昨年11月12日には、ILO から「解決に向け、意義ある対話を行うこと」との第三次勧告が出されています。

また、日本航空の2015年度の営業利益は、2,091億円と史上最高の利益を出しました。一方、職場では人員不足が深刻化しています。

日航乗組・CCU そして機長組合は、今年末に統一要求を掲げ、整理解雇問題を解決すべく取り組みを進めています。

統一要求の柱は、①被解雇者の職場復帰②経験者の再雇用③解決金④労使関係の正常化と安全運航の4つです。

こうした状況を踏まえれば、日本航空は即刻交渉を開始し、3 労組統一要求に沿った争議の早期解決に踏み出すべきです。

